

議会改革特別委員会記録

開会年月日	平成28年1月28日
開会時刻	午後1時00分
閉会時刻	午後2時58分
出席委員名	◎工村一三 ○野崎隆太 上村和生 楠木宏彦
	福井輝夫 辻 孝記
	中山裕司（議長）
欠席委員名	なし
署名者	上村和生 楠木宏彦
担当書記	伊藤 亨
協議案件	1 平成27年12月定例会の振り返り
	2 議会基本条例骨子案について
	3 追加検討項目（A及びC）について
	4 本会議における議員間の質疑・答弁の位置について
	5 6月定例会及び9月定例会の日程の見直しについて
	6 次回の会議について
説明者	

開会 午後 1 時00分

◎工村一三委員長

ただいまから、議会改革特別委員会を開催いたします。

本日の出席者は、全員でありますので、会議は成立しております。

本日、御協議いただきます案件でございますが、お手元の事項書にありますとおり、1番目として、「平成27年12月定例会の振り返り」ということで、みなさん何か思ったこと、感じたことがあれば、お願いしたいと思います。

2番目といたしまして、「議会基本条例骨子案について」ということで、前回に引き続き、骨子案の「5会派」についてと、本日は、「11法第96条第2項の議決事件」についても御協議をお願いしたいと思います。

それから、3番目といたしまして、「追加検討項目（A及びC）について」ということで、前回に引き続き、「②会議への携帯・スマホ・タブレット等の持ち込みについて」御協議をお願いしたいと思います。

それから、4番目といたしまして、「本会議における議員間の質疑・答弁の位置について」を御協議願いたいと思います。

5番目といたしまして、「6月定例会及び9月定例会の日程の見直しについて」を御協議願いたいと思います。

最後に、6番目の「次回の会議のこと」といたしまして、協議内容及び開催日時について御協議をお願いしたいと思います。

それでは会議に入ります。本日の会議録署名者に、委員長において、上村委員、楠木委員の御両名を指名いたします。

【 1 平成7年第27年度で12月定例会の振り返り】

◎工村一三委員長

初めに、事項書1の「平成27年12月定例会の振り返り」ということで、12月定例会で皆

様、何か思ったこと、また、感じたことがありましたら御発言をお願いしたいと思います。いかがでしたでしょうか、12月定例会を振り返りまして、何か気になったこと、ありません。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

特にございませぬ、なし、ということですので、次に移ります。

【2 議会基本条例骨子（案）について】

◎工村一三委員長

次に、事項書2番の「議会基本条例骨子（案）について」を議題といたします。

初めに、「5会派」についてを御協議願います。

前回の会議の内容をちょっと整理して言わせていただきますと、まず、記載する内容として、大きく分けて、骨子案のままでいいという御意見がありました。それからまた、会津若松市のように、各派代表者会議についても条例に入れておく。そうすることで設置の根拠を明確にすることになる、との意見がございました。

別紙に、伊勢市議会基本条例骨子（案）というのをお配りしてあると思いますので、これをちょっとごらんいただきたいと思います。前回、配付させていただきましたものです。

この資料2として、12月2日の日にちで書いてございますのは、今から話をします会派についてということと、それから、法第96条第2項の議決事件という2項目について抜粋してございまして、他市の状況も参考として書いてございますので、後ほど、これを参照しながらお話を進めていただきたいと思います。

それから、5の会派については、先ほどお話しましたように、骨子案のまま、それから各派代表者会議についても条例に入れてはどうかという内容でございませぬ。

それから、規定の仕方として、今の骨子案のとおり、言葉の内容ですけど、「できるも

のとする」という定め方がいいのか、「努めるものとする」というほうがいいのか、ということについても議論がございました。

それから、条例でどこまで、これは義務づけるのかという視点から御意見がありまして、細かなどこまで条例で拘束するのではなく、「できるものとする」のままでよいという御意見と、条例では、伊勢市議会として会派はこういう姿であるべきということを示すべきとの御意見もありまして、引き続き協議をしていただくということになっております。

また、今までどおりのこともございますけど、骨子案を修正するという御意見の方は対案をお示しいただくということも、今までお願いをさせていただいております。

それではまず、記載する内容につきまして御協議を願いたいと思っております。

骨子案のままとするのか、各派代表者会議についても条例に入れるのかということについてでございますけど、前回、各派代表者会議についても条例に入れるべきという御意見をいただきました楠木委員から、御発言がございましたらお願いしたいと思います。また、対案についても御提案いただきますようお願いいたします。

「5会派」について、ひとつお願いします。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

会派の、何といいますか、最低限の規則、それについて、この前そのような話はしたんですけれども、条例そのものとして文章にすることは、そこまではいいのかなというようにことはちょっと感じているところなんです。

それ以外のことにしまして、先ほども、会派はこうあるべきだという話が、この前にもありましたけれども、それも、そこまで条例で決めるようなことではないのかなというふうに思っております。

◎工村一三委員長

条例に関して、これちょっと、ほかの市議会さんの基本条例等を抜粋した内容について

目を通していただいたと思いますけど、会派についてと、各派代表者会議についてという内容につきまして御意見がございましたらお聞きしたいと思いますけど。

上村委員。

○上村和生委員

初めて、この議会改革特別委員会に参加させていただきました。

過去からの経緯、これずっと、今までの議事録等もいろいろ読ませていただきました。

皆さんこれ、議会基本条例も含め、早いこと時期も決めてやっていけということをおっしゃると、私はこれを読みとる中ではそう感じさせていただきました。

これ、基本的には、25年のときに、前回の議会改革特別委員会の中で提案されて、全会一致で起立ということで採択されとると思うんですよ、これ、骨子案として。

私は、このままでいいと思うんです。一番最初から100%のものはできないと思いますし、また他市にもお邪魔をさせていただく中では、その都度、条例も改正しながらやっていくと、こう変えてきたんだというようなことも聞かせていただきましたし、条例ということでは、規則等もありますんで、そちらのほうで見直していくことも可能やと思うし、その辺でうたつたらいいと思いますし、この原案どおりで私はいいと思います。

◎工村一三委員長

25年に提案いただきまして、もう一度こちらのほうへ、議会改革のほうへいただきましたので、これで一つずつ内容として詰めていきたいと。

はい、ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

福井委員。

○福井輝夫委員

今、上村さんおっしゃったように、この会派の表現については、私は、このままでいい

んじゃないかなと私も思っております。この流山も同じようなことを書いてあるんですけど、ちょっとした表現の仕方は微妙に違うものはあるにしても、やっぱり会派はどんなんだということさえすれば、あと細かいことまでそんなに必要ではないかなと思いますので、私はこのままでいいと思います。

◎工村一三委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

私どもも、基本的に変える、まあ、当初は骨子案を可決したわけですので、そういった部分では、それをいじるというのは、なかなか難しいものがあるのかなと。また、変えていくと、新しくもう一遍、議論をし直さないかんことになりますので、基本的にはこの中で、不備があれば、そこでまた変えていくという形を考えていくべきものだろうというふうに思います。

ただ、会派についてはそうですけど、また、議決案件に関してとかは若干ちょっと考え方が違うのかなというふうに思います。

○工村一三委員

次のときに、また、ひとつよろしくお願いします。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

前回、少し、てにをはの部分で意見を言わせていただきまして、「結成することができるものとする」の「すること」は要らないんじゃないかというようなことを一部言わせていただきました。まあ、その辺の細かい見直しはあるかなと思いますけども、基本的にはそれで問題ないと思います。

ただ一点、先ほど、全会一致で採択をされたという話があったけれども、これ基本的には、報告に対してそれを了承したというような形ですので、これ自体は採択をされたものでないということだけは御認識をいただければと思います。

これは、この議会改革の中でも一度確認をした事項でございますので、よろしくお願ひします。

◎工村一三委員長

そういうことですので、よろしくお願ひします。

そういたしましたら、この会派につきまして、各派代表者会議の件につきましては骨子案のとおりということで、皆様の御意見をまとめさせていただきます。

それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

それでは次に、この会派についてでございますけど、その中で、この言葉の内容です。今の骨子案のとおり「できるものとする」と、1のところの最後の末記、それから2のところの最後の末記に「できるものとする」という表現で骨子案はございますけど、会派のあるべき姿を示すということで、この表現を変えるかどうかなんですけど、これについては、どういうふうに検討していただけてきましたでしょうか。

この「できるもの」でよし、ということで了承していただけますでしたら、このままいきたいというふうに思います。

辻委員。

○辻 孝記委員

前回ですか、副委員長からも、政務活動費のこととかも含めて、いろいろ話がありましたと思うんですが、会派を結成することができるものとする、ということになると、今、政務活動費の支給が会派支給というふうなこともありまして、そういったところを考えると、会派をつくらなきゃあかんというふうな形に、今なっているということも含めたことで、政務活動費をどうするかということも実は議論せないかんところがあるんですが、そのところがちょっとこれ、どちらを優先するのかによって変わってくるのかなというふうには思うんですが、その辺の考え方というのは、今まではどんなふうに使われていたのでしょうか。

◎工村一三委員長

今までは、政務活動費という形になりまして、今まではこれ規則で決まっとったんですね、確か。それで、ちょっとここの内容について、現状もできるものだというふうになつとると思いますけど、事務局、そうでしたでしょうか。

次長。

●杉原議会事務局次長

前回の会議で申し上げたんですけど、会派については法律上規定がございません。伊勢市の政務活動費に関する条例の中で、会派という規定がありまして、その中で、第2条で「政務活動費は伊勢市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下、「会派」という。）」ということで、1人の場合も会派とみなして支給されているものでございます。

◎工村一三委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

そういうふうになりますと、やっぱり会派を結成せな政務活動としてなかなか使いにく

いという部分があるとなると、会派を結成すべきというふうな形になるかというふうに思いますが、その辺のところは、会派の名前をつけるというのが必要かどうかという議論もありますけど、1人でもいいというふうな会派ですね、あるわけですけど、交渉会派としての話だけなのか、政務活動費を含めた会派として考えるのか、そのところは、ここでの会派というのは、あくまでも交渉会派だけではなくて全体、政務活動費も含めた会派という議論をするような格好になるんですかね。

◎工村一三委員長

全体という考え方でいいと思います。

○辻 孝記委員

となるとやっぱり、「できるものとする」というよりは、先ほど副委員長言われたようなこともしっかりと考えなければいけないかなというふうに思いますが、皆さんの御意見を聞きたいと思います。

◎工村一三委員長

皆さん、どうでしょうか。

上村委員。

○上村和生委員

このままでも、これと整合性きっちり合っと思うんで、そんなに、全く問題ないように思うんですけどね。私はそう思います。

◎工村一三委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

以前にも1人会派の方があって、そのときに、会派をつくらないと、その当時政務調査費というのがあったんですが、政調費が出ないよという形で、会派をつくってくださいという形で申請されているはずなんですね。その経過も含めると、やっぱりそういったことが、今の話、整合性がとれていると言われるけれども、実質はとれてないというふうに思うんですが。

◎工村一三委員長

上村委員。

○上村和生委員

「できるものとします」ですから、いいんじゃないでしょうか。何かおかしいですか。と僕は思うんです。

◎工村一三委員長

違う方、もしよかったら御発言願えますか。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

今の議論は多分、政務活動費の支給の規定の中で、会派に対してしか今支給できませんので、例えば、会派をつくらなかったときに、原則として政務活動費が支給されないという状況を認識した上で、会派をつくらないというような状況に行動されるなら結構かもしれないけれども、そういう状況は考えられないので、できれば会派を結成しなければならなかったほうが整合性がとれるんじゃないかというような話だと思います。それが、どちらがいいかというような話かなと。

◎工村一三委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

政務活動費の話やけど、今、規則のほうでは、会派というのは1人を含むということをおっしゃってみえたので、もらえるわけですよ。けど、もらいたくなかったら会派をつくらなくてもいいわけやから。例えば1人会派でも、1人会派の名前を一応つくって登録するという意味でしょ。1人でも何々会とかいうて。1人やから名前だけやなしに何々会とかして届けとるのとちがうの。それを含めてもらえとるわけやから。だから、「できるものとする」でいいんとちがうの、と私は思うんですが。

もらえないというわけじゃないでしょ。会派としての、ねえ、2人やなきゃもらえんということやなしに、1人でももらえるんだとわかるから、だから政務活動費をもらいたかったら、その名前さえ登録すればいいんですよ、1人でも。

だから、それでいいんじゃないかなと私は思うんですけど、このままで。なにも整合性とれてないというわけじゃないかなと思うんですけど。

◎工村一三委員長

会津若松の場合は、会派を結成するものとするという、はっきりした言葉では出てますけど、私も、別にこれ「できるもの」で、大きな意味を含めた形で「できるものとする」というふうな形にしたほうが、いろんな形で動きがとれるんじゃないかなという気はしておりますけど。

楠木委員、どうでしょうか。

○楠木宏彦委員

今、福井委員のお話をお聞きしまして、確かに政務活動費に関する条例では、会派に対して、括弧づけで、1人でも構わないというようなことがあるわけだから、別にこの1人

であったとしても、政務活動費が必要でなければ会派として名称を届けなくてもいいと。
1人でも、それが欲しいんだったら、会派として届けばいいということになるという話
ですよね。だから、「することができるものとする」と、それで十分整合はとれているん
だという話なんですけど、確かにそれはそういうふうには考えられると思います。

だから、この部分に関しましては、このほうが緩やかでいいのかなという感じはする
んですけども。現行のままのほうがですね。

◎工村一三委員長

ここは一発目で、まだ基本条例の骨子案を検討する初めての内容で、会派ということが
出てきておりますので、全体的に最後のほうまでいって、言葉的にほかの条例との文面で
ちょっとおかしいやないかということがまた考えられるようでしたら、最後にまた調整と
いうことをさせてもうてもよろしいので、とりあえず今回はこれで。

辻委員。

○辻 孝記委員

先ほど、1人でも、結成しなくてもいいんだということになると、各派代表者会議、一
応今回は明言はしないということになってます。

各派代表者会議にもそれは出席する必要がないということで理解をするんですが、それ
でいいんですかね。その方は、会派を結成しない方がみえた場合は、各派代表者会議には
出ないと。会派じゃないですからね。そういうふうには理解させてもらいます。

◎工村一三委員長

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時23分

再開 午後 1 時24分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開します。

「5会派」についての言葉の内容につきまして、「できるものとする」というところで今議論をしていただいておりますが、本日の決定内容につきましては、とりあえず「できるものとします」で決定をお願いしたいと思います。

なお、今後この骨子案全体を見て、この言葉が不適切だというふうに解釈される場合がございますら、ほかの条例とのかかわりもありますので、また後ほど調整すると、そのとき問題が出たら調整するという結論としたいと思いますけど、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

それでは、「5会派」につきましては、骨子案どおりということで御了解をお願いしたいと思います。

それから、次に、条例案の「11法第96条第2項の議決事件」についてを御協議願います。

まず、今の骨子案のように考え方を示すのか、もしくは他市の事例にもありますが、具体的に議決事件とする事項も記載するのか、ということについて御議論をいただきたいと思います。具体的な部分につきましては、その後で御意見をいただければと思います。

まず、現在の骨子案のように考え方を示すのか、あるいは他の事例にもありますが、具体的に議決事件としての事項を記載するのかというところで御議論をお願いしたいと思います。

資料2の4ページに記載してございます。4ページの上のほうに、伊勢市の骨子案「議会は、議決機関としての機能強化のため、法第96条第2項の規定により積極的に議決事件

の範囲の拡大を図るものとし、伊勢市の提案された骨子案でございます。

いかがいたしましょうか。

まず、この具体的なものまでこの条例の中に入れ込むか、あるいは別に、この議決事件を条例で定めるか、ということなんですけど、とりあえずは今のままでいいのか、ほかの事例もここへ入れるかということについて、まあ別条例でもよろしいけど、御討議をお願いしたいと思います。

福井委員。

○福井輝夫委員

今回、初めて参加させていただいて、この第96条第2項の議決事件という部分を読んだときに、なんかあまりにも漠然的過ぎるかなという気はしました。第96条を見ますと、いろいろ細かいこと書いてありまして、「普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。」ということで、1から15まで細かく書いてある中で、第2項に「前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができる。」と書いてある。ここを読めば全体がわかるわけですから、あまり細かいことを書かなくてもいいというふうな気はします。

ただ、これを見たときにあまりにも漠然的ですので、私としては、気持ちとしては、この次の会津若松に書いてあるように、こういう(1)というのをちょっと入れてはどうかということ、これを入れた場合ですね、例えば「議会は議決機関としての機能強化のため」これは一緒ですね、伊勢市と。「法第96条第2項の規定により、積極的に議決事件の範囲の拡大を図るものとし、議会の議決すべき事件は次のとおりとします。」として

(1)、あと会津若松と一緒にですけど、「市政の総合的かつ計画的な運営を図るための中長期的な計画の基本理念、基本目標、政策、施策等を体系的に示した基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止」というのを入れたらどうかという気がしました。

他のところみたいに、(1) から (4) とかいろいろ書いてあるように、災害のこととか姉妹都市のこととか、四日市も細かく書いてありますけど、こんなに細かく書く必要はないんじゃないかなというふうに私は思いました。あまり細かく書いてしまうと、それ以外のが来たときに、これはどうなんやろかなとか、逆に関係ないんじゃないかみたいなことになってしまうので、漠然とした中にも大まかな部分を入れてはどうかなというふうに思いましたので、そういう、この会津若松の (1) を追加してはどうかなというふうに思いました、私の意見としては。

◎工村一三委員長

その件につきまして、御意見ございましたら。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

法第96条第2項にそういった細かな規定があって、さらにどうするのかという話だと思うんですけども、これも、範囲の拡大を図るものとするというようなことで、その時期、時期によって様々な問題があると思いますし、そのとき、そのときで、議会でこれは考えていけばいいことであって、確かにあらかじめ条例で決めてしまうと、それが当てはまるのか当てはまらないのかというようなことがちょっと面倒なことになるのかなというようは気もしますものですから、そのとき、そのとき、議会のメンバーで考えていくことであると思いますので、だから条例としては、ここに書いてある内容でいいのかなと思います。

◎工村一三委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

先ほど、福井委員から、条文の説明、読んでいただきましたけれども、このところを解釈する部分では、議決すべきものを定めることができるということで、今の市長は全部出してもらってるからいいようなものですがけれども、市長によっては出さない市長が出てくる可能性があるわけであって、そのところを考えると、僕も会津若松のこれを見たときに、この文章が入っているといいなど。

ただ、あと細かい部門がいろいろほかの議会では載ってございましたけれども、あまり細かいところまで書く必要はなくて、ここに書いているように、基本理念であったり基本目標、政策とかですね、基本構想とか基本計画のところというのはやっぱり大事な部分だというふうに思っておりますので、その辺のところを策定や変更または廃止についてはやっぱり議決案件としてあげていくべきものだろうというふうに思います。

さまざまな政策課題がある中で、基本計画も全部つくられておりますので、その辺を、一応、条文化しておくことのほうが大事かなというふうに思います。

今、ほとんどのところは出ておるんで、そのまま通過してしまいそうですけれども、市長が変われば変わったでまた考え方も変わってくるのかなというふうなことを思いますので、できれば今のうちに、これは押さえておくべきではないかなというふうに思いました。

◎工村一三委員長

上村委員。

○上村和生委員

楠木委員が言われるように、そのまま原案どおりで、私はいいと思います。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

私も同じく、考え方の方向性だけでいいのではないかなと思います。あまり細かく規定をすると、それはそれで、逆にそれ以外できないのかみたいな話になりかねませんので、ある程度は考え方だけでいいんじゃないかなと思います。

◎工村一三委員長

会津若松の、総合計画的な事項を、これだけ特別入れよという考え方なのか、あるいはこれも含めた形で全体的に考えていくべきなのかという意見を皆様から出していただきました。それについて、今、3対2ということですので、もう一度また考えていただきたいと思えますけど。

傍聴の方に御意見いただいてよろしいでしょうか。

傍聴の方で御意見ございましたら、ひとつ。

吉岡議員、お願いしたいと思えますけど。

○吉岡勝裕議員

それでは、意見させていただきたいと思えます。

私ところの会派から福井委員出ていただいておりますので、その意見に沿いたいと思えますけども、やはり、今の骨子案の文章ですと「図るものとします」と言うだけであって具体性がないと思えます。

この大津市議会の基本条例を見ていただくとわかると思うんですけども、この大津市議会の場合は、最初に「努めるようする」としながらも、その後に、別の条例でどういうものということに記載していただいています。やはりそういうものが、骨子案のときはそこまで検討されてなかったんですけども、やはり会津若松のような基本構想的なものを具体的に書いておくべきではないかなというふうに思えます。

また、恐らくこれも、会津若松さんもふえてくると多分、(1)、(2)、(3)と足してくるのかなと思うんですけども、やはりそういったところ辺は少し具体的にあげておく必要があると私は思えます。

◎工村一三委員長

吉井議員、ございましたら。

○吉井詩子議員

私も、うちの会派のほうから出ておりますので同じなんですが、やはりこれだけではちょっと本当に、福井委員も言われたように、ざっくりし過ぎているので、会津若松のこの文を入れるというのはいいと思います。

あまり細かくし過ぎると、計画というのもまた、形とかいろいろ新しい考え方のものもこれから出てくるかもわかりませんので、まあこのような形でいいのかなというふうに思います。

◎工村一三委員長

今、皆様から意見が出まして、両方の意見がございまして、どのようにしていくかということですので。

それでは、今、意見が出ておりますのは、会津若松市議会基本条例の第8条の2、(1)のところの総合的かつ計画的な運営を図るための計画、これを骨子案の中に入れてはどうかという意見も、2会派の4人の方からお話いただきました。

それも含めまして、骨子案のみでいいというのは3人いらっしゃいましたので、その辺も含めて、次回まで各会派へ持ち帰っていただくか、あるいは、ここで結論を出すかということなんですけど、その辺どうでしょうか。

はい、上村委員。

○上村和生委員

委員長、私、数回この会議にも出させていただきましたけども、その都度その都度、一つずつ決めていかへんたら物事決まっていけないと思うんです。9月にこれを予定されて

おると思うんですけど、その都度その都度、もうやっぱり決めていったほうが私はいいんじゃないかなというふうに感じております。そうやないと、この日程に間に合わすことなんて到底不可能だと思いますし、もちろん、その都度とは言うものの、持ち帰らないかんような事案もあるかもわかりませんが、やっぱり決められるところは決めていくべきやと思うんですけど。

◎工村一三委員長

どうでしょうか、ほかに。

重要な案件ですので、その辺も含めまして、ここで採決で決めるべきなのか、その辺も含めまして。まあ採決というとちょっと余り、全会一致が望ましいんですけど。どうでしょうか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

積極的に議決案件を拡大すべきであると、あるいは、基本計画をですね、総合計画なども含めるべきであると、そういったことに関しては私、ほかの方はわかりませんが、当然やっていくべきだと思っています。

ただ、それをですね、こう限定的にこの条例の中に書き込むことはどうなのかという、恐らくその問題だと思うんですね。こういったことを、総合計画などを議決案件に入れるということについて反対をされる方はいらっしやらないだろうとは思いますが、そこまで、条例として書き込むのかどうかということだと思うんです。

そうしますとこれ、どうなんですかね、持ち帰ってということになるのか、それとも、もうちょっと別の、何というか、やるべきかというのは、ちょっとわからないんですけども。

◎工村一三委員長

でしょうか。

辻委員。

○辻 孝記委員

骨子案のほうを、もう一遍よく読んでみますと、議決事件の範囲の拡大を図るものとするというだけで、今の何を指していこうとしているのか。例えば、市長から出てくるものとして、出さなかったら知らないままで終わっていくのかじゃなくて、やっぱりある程度のもをつくっていく、だけど、ほかのものにまだ、先ほど言わせてもらった会津若松のような、まだこれに名前が変わって違うものが出てくる可能性もあるけれども、そのときはそのときで考えていくべき。

さっきも吉岡議員からもちよつと意見がありましたけれども、そこだけ考えていくと、条文をふやしていくということも含めて、項目をふやしていくということも考えていくと、一つの基本的になるものを入れておくべきではないのかなというふうに思っているものですから、言わせていただいたんですね。

だから、先ほど言わせてもらったように、法律の中では、定めることできるというだけなので、当局側から出さなくてもいいということが、改正でできたわけですね。そういうことにもなったので、それを反対に逆手にとられては困るというのがあるので、反対に言うたら、もっと出してもらおうと、議会のほうへ出してもらおうというのが本来のすじかなというふうに思っているので、言わせてもらっているんですけども。

◎工村一三委員長

この大津市議会の内容みたいに、基本計画は入るとるは、災害対策基本条例も入っておるわと、いろんな形が入っておるわけです。これ、今、伊勢にどれだけあるのかというともう莫大な基本計画があると思うと、これを一つずつつぶしていくのは非常にえらいやろなど。それで、都度、それをまた新しいものがきたら更新していかないかんということで、非常にこれもややこしい面もある。

ただ、考え方として、骨子案どおりにいった場合は、いつでも、そこへ入れられるということもありますのでね、その辺の解釈を大きくしてもらうことによっては、まとめで、今の原案どおりの骨子でいいんじゃないかというふうに私は思っと思ったわけなんですけど、まあ、どうしてもそれではいかんということでありましたら、皆さん御了解を得たいというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

はい、これだけに固定してしまうとどうかなという危惧がありますので。

福井委員。

○福井輝夫委員

具体的にもう少ししたほうがいいということも思ったものですから、先ほどのね、会津若松の部分で少し入れたんですが、かといって、この6人しかここにいないわけですから、例えば、もっと倍ぐらいおるんであれば、各会派へ戻っていろいろまた聞いてとかということもできると思いますけど、また限られたメンバーですので、帰ってもそんなに変わらん可能性もありますしね。だから、やはり一つ一つ確実に決めていったほうが良いと思うんです。

こういうふうにした中で、それを議会改革特別委員会で皆さんにお示しした中で、ほかの異論が出れば、それはまたみんなで諮ればいいかなと思うんですけど。

だから、やっぱり日程のことを考えると、どんどん決めていかないと間に合わんのではないかと私は思います。

◎工村一三委員長

それでは、今まであまりやらなかったんですけど、皆様の考えは変わらへんと思いますので、この件に関しましては、まことに申しわけないけど採決とらせていただきたいというふうに思います。

骨子案のとおりいくのか、あるいは会津若松市議会の条例に類した形で、議決事件として総合計画的なものを入れるのかということにつきまして採決をしたいと思います。

それでは、伊勢市議会基本条例の骨子案どおりにいくという方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

3名ということです。

それでは、会津若松さんのでいくという方は挙手をお願いしたいと思います。

〔賛成者挙手〕

◎工村一三委員長

2名ということですね。

それでは、採決の結果、今の骨子案のとおりにいくということで決定をさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、議決事件に関することは、先ほど決定いただきましたとおり、「法第96条第2項の議決事件」につきましては、骨子案のとおりとするということで決定させていただきます。

【3 追加検討項目（A及びC）について】

◎工村一三委員長

次に、事項書3の「追加検討項目（A及びC）について」を議題といたします。

前回に引き続き、「②の会議への携帯・スマホ・タブレット等の持ち込みについて」を御協議願います。

これにつきましては、現状でどうするかということでございます。今後、新庁舎、庁舎も改築されるということで、議会の議場も変わるし、もう少し電子的なものが今後、その

新しい議場に必要じゃないかということで、また今後話し合いをしていかないけません。ですけど、その前に、現在の議場に対して、あるいは委員会室に対してどうするかということを決めていただきたいということです。

本件につきましては、前回の会議では、持ち込みを禁止するべきとの御意見と、今使っているものを持ち込まないようにするのはどうかと、持ち込みを可とする意見がございました。それから、もし持ち込みを禁止するのであれば、その理由をある程度明確にすべきであるという御意見もありました。

本日、引き続き御協議をしていただくこととなりますが、この件につきまして御意見、御発言がございましたらお願いいたしたいと思います。いかがでしょうか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

これまでの、私がここで主張してきました内容とほとんど変わらないんですけども、それは基本的には別に持ち込んでもいいと。タブレット、そうですね、もちろん携帯電話、電話をすとかメールをすとかということはまた別の話になるかと思うんですけども、申し上げたいのは、結局、それぞれが日常的に資料を保管したり、あるいは検索したりするときに、タブレットを使いこなしている方々とそうでない方々がいて、それはそれぞれ違うと思うんですけども、その使いこなしている方々にとって見れば、書類で持つておるよりも検索もしやすいし持ち歩きやすいというようなことで、それはやはり、この政策活動あるいはこの議会での活動にとって欠かせないものだと思うんですね。

ですから、その持ち込みまでも禁止をするのはどうかと。もちろん議場の中で、例えば何かの議論をしているときに資料をめくったりすることはありますけれども、それと同じレベルでやってるわけですから、そこの部分を禁止するのはどうかなと思うんですね。

それから、いわゆる携帯電話、メールができる機能を持ったものにつきましては、これも、例えば、スマホは検索もできるけどもそれもできるというのはあります。だけれども、それができるからといって、それを持ち込むのを禁止するというところまではどうなのかな

と。子供じゃないんですから、そんな、まさか、そんなことをしているわけではないだろうと。それは、お互いの信頼の上で認め合うべきなんじゃないかなと思います。

◎工村一三委員長

ほかに、ございませんでしょうか。

上村委員。

○上村和生委員

今言われたことも重々わかりますし、確かに、それを使いこなされとる方やったら必要やと感じておる方も絶対おると思うし。

ですが、今、例えば議会でそういうことを、まあタブレットの場合やったらそういうふうに皆さん感じないのかもしれないけど、スマホの場合は少し、下でチャカチャカいろうとったら、たぶん、それは絶対皆さん、あれおかしいぞと、居眠りしとるやつおるのと一緒で、居眠りしとると、えって思われるんと一緒やと思うんです。

もちろん、これ、将来的にはIT化ということでは、タブレットということも検討していくべきやと思うし、それはもうもちろん、いろんな会議のこの資料が直接入るととかそういうようなことも生まれてこようかと将来的には思うんです。

ですけども、今の段階で、そういうことがないのに、それを持ってやっどることについて、世間の皆さんがどういうふうを感じるかと言うたときに、まだまだ認知度というのは、今の状態では、ないように私は思っています。ですので、市が、皆さん一緒に、例えばIT化をしようよいうたときには、それはタブレットのほうの持ち込みということでは、そんなにあれなんかなと思うんですけども、今の段階でどうなのかと言われたときには、私はノーだという意見を述べさせていただきたいと思います。

◎工村一三委員長

ノーということは。

○上村和生委員

持ち込みは禁止とするべきやと思います。それは、まだまだ認知度は世間一般からしたらないと思います。

◎工村一三委員長

また後で、そうしたら御意見をお願いします。

福井委員。

○福井輝夫委員

スマホ、携帯とタブレットというのは、ちょっと切り離して考えたほうがいいんじゃないかなと私は思います。

タブレットを使いこなす人にとっては、今使いこなしとる人もおるかわかりませんが、使いこなして、いろんな部分をその中に入れてデータ化して、それを利用するという人にとっては、持っておったほうが便利やという人もおるかもわかりませんが、これから出てきたときに、そういう時期にはまたそれを諮って、タブレットの持ち込みはいいと。全員なら全員ということでしたらいいと思うんですね。

今、携帯、スマホについては、やはり、先ほど上村委員が言われたように、誤解を招く場合もあると思うし、それから、本人にそのつもりはなくても、マナーにするのを忘れておった、そうすると、リリリと鳴ってきたりとか、それから、マナーにしておってもそのバイブレーターの音が大きくなってブーブーというたりするのも、横におる人にとってもちょっとまずいんじゃないかなと。そういうのが、議場の中、また委員会の中で音もしたりすると、やはり市民にとっても何か、ちょっと緊張が足らんぞというふうに思われこともあるかと思いますが。スマホかなんかで資料の何かを検索するにしても、自分の足元でやると、やはり誤解を招かれると思う。

二見でも以前あったんですわ。いろんな予算かなにかで計算のところ、携帯で計算して

おった。そのときに、それがケーブルテレビで映ったんですね。市民のほうから一斉に、あれなにメールしとったんかというような感じでかなり言われたこともあります。

だから、そういう誤解を招くような部分は、今はやめておいたほうがいいんじゃないかなど。実際、持ってなくても、部屋へ帰って、10分なら10分休憩のときに、着信あったなど、そこへ電話できますし。

だから、その持つ必要性が、その緊急を要するような場合を想定するしかないんですよ。どうしても持つとらないかんのやったらね。そういうことはないと思いますので、やはりスマホ、携帯は持ち込み禁止にしたほうがいいんじゃないかなど。タブレットについては、その時期が来たときに、みんなにもう一回諮って、タブレット持ち込みについては検討すればいいんじゃないかと私はそう思います。

◎工村一三委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

難しいところがあるかと思います。タブレットに関しましては、検索とかそういった部分で使うとなるとときには、制御するものがあって初めて使えるのかなというふうに、私も要件があるのかなというふうに思っておりますし、携帯、スマホに関しましては、本来、災害の関係からいくと持っておくべきものだというふうには、私はある場では聞いております。どういう場であろうと、携帯は基本的にはマナーにするべきだということですね。音を出ないようにすることで、何かの緊急情報等を最終的には、普段は何もないというのは普通でおりますけど、災害というものはわからないので、そういったときに、緊急性を持ったときに必要なときがあるということも聞いております。

そういったことを考えると、本来、持ち込みは、当然モラルの問題になりますので、そこで、本会議場でとか委員会の中でいじるとか、そういうことは当然なしにさせていただいて、あくまでも緊急性のときにだけ使えるようにするというふうに理解していったらいい

のかなと。ここでやっぱり、先ほど上村委員が言っていたように、何をやっとするかわからへん状態でおっては、それは市民から見てもおかしく思われるので、そこはやっぱりモラルとして、各議員が持つべきものだというふうに思います。

◎工村一三委員長

ほかに。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

先ほど来ております、市民にどう見られるかという話は、以前ここでも僕は言わせていただきましたけれども、それは本人が説明するような話であって、決して規則で定めるようなことでないかなと思っております。

ほかに市民に対して説明がつかないというのは、つくのであれば使っていいのかと言われてたら、そのとおりとしか言いようがないんで。

あともう1点、先ほどIT化の話が少しあったけれども、実は、以前IT化のことを当局の方とお話をしていたときに、当局の会議では既にIT化は進んでいると、ペーパーレス化に関してはかなり進めると、正直、残ってるのは議会だけだというような形で、ある総務部の方から言われたこともございます。

なので、IT化の話をもしされるのであれば、議会のせいで市役所全体のペーパーレス化が遅れとるとというような認識を持って、どうやってしたら進めるかというような、さがるんじゃなしに前に進めるかというような議論をむしろしなければいけない時期なんだということは少し認識をすべきじゃないかなと僕は思います。

後でいいんじゃなくて、じゃあそれを先にしたらいい。何でIT化が進まないのかと。来るべき時期が来たらじゃなしに、来るべき時期はもう今なんだというような形で、本来は、僕は考えるべきじゃないかと思っております。

あともう一つは、今回の議論は、そもそも本会議における、もしくは委員会、この会議

室における持ち込みをなぜ禁止するのかというようところが、僕は根底じゃないかと思っております。

これも会議の中では何度か申し上げましたけれども、議会の品位を重んじて禁止をしようというのであれば、当然、傍聴者も理事者側も、答弁者ですね、すべて禁止をされるべきではないかと思えます。

そうでなくて、議員にだけ禁止するのであれば、これは何で禁止するのかと言われたときに、私にはあまりピンとくるものがない。会議の邪魔というのであれば、当然、理事者もそう、傍聴者もそう。であれば、議員だけはなぜなのかと言われたときに、市民から誤解を招かれるという話であれば、それは説明すればそれですむ。すべてクリアできるのではないかなと私は思っております。

あとは、もうひとつ、これは今まで気づかなかった視点ではございますけども、先ほど災害時という話がありましたけれども、確かに今の議場でいけば、非常口はおそらく控室の反対側についてるんじゃないかな、裏側から出ていくような形になっていると思いますので、確かにそう言われれば、非常口から出ようと思ったときに、階段もすぐ近くですので、電話を持ってないというのは、それは実際、事実としてそうなのかなとは思いました。

◎工村一三委員長

これ、前回から引き続いて何回もお話をしてもらっております。

今、持ち込みを禁止にすべきだという意見、タブレットを除いてという条件つきのような内容だったと思います。

もし、現状の持ち込みを禁止とすることになりますと、どの会議に持ち込みを禁止するか、それから禁止をする理由、ある程度それは表現なりに整理をしなければならないと。先ほど、副委員長のほうから御意見がございましたように、各出席されておる管理職の皆さん、それから傍聴者の皆さんをどういうふうに対応していくかということを決めていかなければならないということになると思います。

その辺も含めて、もう一度ちょっと考えてもらいたいと思いますけど、傍聴の方、どう

でしょうか。

吉岡議員。

○吉岡勝裕議員

これまでも何度も議論させていただいてはいますけども、この前の議会でも、マナーにするのを忘れて電話が鳴った方もいらっしゃいましたけども、やはりそういったことがあると、モラルがどうのというよりも、機械的なものもありますから、ちゃんとそういうことは、やろうと思っても忘れていたり、そういうこともあるわけですから、会議に支障を来すということで、これは持ち込み禁止というのが私はずっと原則だと思っております。

災害時の話をされた方もおりますけども、職員の方も一緒ですから、すぐに緊急時は対応することが、当然連絡が入ることは当たり前だと思っております。

あと、よく私NHKの国会の様子を見たりするんですけども、あの後でタブレットを触っているような方みえますか。携帯電話をいじっている方みえますか。皆さん真剣に耳を傾けていると思っております。そんな中で、いじっているような方は恐らくいないと思いますし、そういうことを当然お手本として、私たちもそういった方はみえないというか、もしそういった方がおれば、それはモラルの問題だと言ったにしても、やはりそれは持ち込みを可能にしているのであれば、そういったこともできるじゃないかというふうな話になってしまいますので、会議している人と傍聴者とはまたちょっと立場が違うと思いますので、そこら辺については、すべて議員においては持ち込み禁止ということでしていただきたいと、私は以前から思っております。

◎工村一三委員長

吉井議員。

○吉井詩子議員

私も、これはもう何回もにわたりますので、できたら、きょうで終わっていただきたい

などと思います。

一般的な常識ではないかと思って、自分自身は持ち込まないようにはしております。

ですが、IT化を早く進めるという意見には大賛成ですので、その点も踏まえながら持ち込みはしないというのが私の考えです。

◎工村一三委員長

今、傍聴者の意見並びに各委員さんの意見をお聞きしました。

どうでしょうか、この意見をお聞きして、御質問のある方。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

スマホ、あるいはこういったものをどのように使いこなすかということについての認知度は、まだまだ世間的には一般化していないというようなお話がございましたけれども、実は私も、ある解説のテレビ番組で、2人で対話をしていたんですけれども、ひとりの方がある疑問を発して、そのことについて、もう別の方、非常に若い方なんですけれども、その場でスマホを検索しているんですね。

何やってるの、こいつはと一瞬思いました。ところが、その話に合わせて、これは、いついつのことですよねということまで話をしている、その内容を確認していたんだなと思ったんですけれども。実際、今若い人たちの間ではそういうふうに、ちょっと気になったことについてその場で確認をして話を進めていくというような、そういったことにも使われているんだなということ、それを見て、ああこれ、やっぱり僕自身の感覚は遅れているんだなと思ったんですね。

この間、若い学生さんたちがデモなんかもしていて、あるいは演説なんかもしていますけれども、原稿など、私たちは紙で見ますけれども、スマホに打ち込んであって、それを見ながら話をしているところなんかを見たりもしますと、やはり、もっとこれは若い人たちの間では感覚的には普通に普及してきている、あたりまえのものなんだなと。紙でメモ

だとか書いたものだとか、そういったものと同じように普及しているんだなと思ひまして、やはりそれは、もちろん世間的には、私たちの年代からいけば何をやってるんだと思うかもしれませんけれども、やはりそれ、もう少し、これが今もうこういう時代なんだなというようにことをですね、やっぱりその中で進めていかなくてはいけないのかなと思うんですね。

だから、中で使っていることについて、それはやはり、もうその議員に対する市民からの信頼がどれだけあるかという問題だから、そこまで問題にするのはどうかなと思ひますし、さらに禁止にするということはやはり、いかがなものかというふうには思ひます。

それから、どうなんでしょう、今ここで採決するという問題なのか、それとも、もう少し議論すべきなのか、そこら辺、私よくわからないんですけれども、ちょっとそれについて、どなたか御意見がありましたら。

◎工村一三委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

いろいろ資料的なものを調べるためにということになってきたんですけど、先ほど副委員長もおっしゃったように、IT化というのはやっぱり後回しにしてはいけないと私思ひます。だから、もうタブレットについてのことを早急に考えて、どうしていくかということ結論出してやっていけば、タブレットで調べることもできるわけですから、そうすれば、机の上に置いておいて堂々と調べたらいいわけで、携帯ですとやっぱり隠れたような感じになってしまいますのでね。やっぱりそういう面では、私はちょっとまずいと思ひます。だから、携帯、スマホはもう持ち込み禁止にして、タブレットをどうするかということ早急にして、それで堂々と調べるというような格好にしたほうが私思ひます。そうすれば、いろんな緊急なものも入ってきますしね。

だから、そういう部分では、タブレットのIT化、早急に決めていくべきだと、スマホ、

携帯は禁止というふうに私は考えます。

◎工村一三委員長

そうしたら、ちょっと今、意見がいろいろ出ましたので、この件について最終的に結論を出そうというふうに思います。禁止ということになりましたら、禁止の理由をひとつ考えてください。それから、対象とする会議、委員会までかどうかというところを考えていただきたいというふうに思います。それから、何を持ち込み禁止にするかというようなことも考えていっていただきたいというふうに思います。

これ、前回からずっと引き続いて、全く結論に至っていないような状況ですので、その件につきましては、私もちょっと意見を言わせていただきますので、10分間休憩をさせていただきますと思います。

休憩 午後 2 時05分

再開 午後 2 時13分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開いたします。

特に、このタブレットあるいは携帯の件で御意見ございませんでしたら、きょう結論を出したいというふうに思います。少し、私のほうで言わせていただいでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

非常に長い間、三、四回、この案件がございました。なかなか皆様の溝は埋まらないということで結論に至っておりません。現在の段階で持ち込みを禁止することや、また、一

定のルールを今の時点で作って持ち込みを可能とするということは、非常に難しいことと考えられます。

基本的に、議員は議会の品位を重んじなければならないということは、会議規則でも定められております。議事の妨げになるようなことはしないということや、議事に集中するということは、議員として当然のことでございます。

本件につきましては、各議員がモラルの問題としてとらえていただき、対応をしていただきたいと思います。

このようなことで確認をさせていただいて、よろしいでしょうか。

特に、この件につきましては、早急にIT化を検討するという事を含むものとして考えて、この議会改革のほうで進めていきたいということを申し上げまして、御確認していただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。現状のままでいくということの考え方で。

どうでしょうか。ルールをつくらないかんこともありますし、どれとどれで、どの会議ということもまた決めていかないかんということもありますし、まあ、庁舎も新しくなることで、早急にIT化を進めていくということも必要ですので、今、何回もやっておっても結論も出ませんので、そういう形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

上村委員。

○上村和生委員

言われるのはわかりました。

そういう結果として、ここで固まったとします、この特別委員会として。そうしたらこれをどこへ持って行って、どういう形で、今後、議会のほうにこれを反映していくわけですよね。提起していくわけですよね。

これは、例えば前々回の議会の中で、中間報告というような形でされましたけれども、一回決まったこと、今までもいくつかやってきたなかで、これは議会基本条例の中の部分やで、それが全部決まってから報告するんだろうと思うんですけど、これ例えば、これで決めましたと、議会のほうへ提起しますという形でするんですか。その辺だけお聞かせく

ださい。

◎工村一三委員長

基本的には、各会派から出てきていただいておりますので、各会派のほうへこの話を各委員さんからしていただきたい。出られていない会派の方につきましては、また、委員長、副委員長のほうで対応させていただく。

この件に関しましては、今までどおりと余り変わりませんので、そのまま、またお話を会派で、こんな話があったという話はしておいていただいて結構だと思います。

ただ、できましたら携帯なんかは、持ち込む、持ち込まないというのは本人の意識だと思いますけど、その辺も十分、持ち込んでいらっしゃる方もいますので、その辺もお話していただければなというふうに思います。

ある程度、こういうふうな事例がまとまりましたら、また、各派のほうへ御提案もさせていただきますと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。どうでしょうか。

福井委員。

○福井輝夫委員

持ち込み禁止ということにはしないと。

◎工村一三委員長

はい。

○福井輝夫委員

持ち込んでも別によろしいよと。それは本人のモラルに任せますと、自由ですよということですね。ということは、別にそれ、今ここで、どっちが多いかととることなく、もうそれでいくという。

◎工村一三委員長

これは私の提案ですので、もしそれで異論がある場合は、また採決とれということでしたら採決とりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。どうでしょうか。

福井委員。

○福井輝夫委員

まあ、いろいろな方の意見を大体みると、どちらに傾くか大体想像はつくんですが、やはり一つ一つ確実に決めていったほうがいいと思ひますんですよね。採決とったらどうですか、と私は思ひますけどね。

◎工村一三委員長

ほか、どうでしょうか。

上村委員。

○上村和生委員

採決とるだけでは、僕、不十分だと。さっきも言ったんですけれど、その都度、決まったことをすべてどこかへ報告する、どこかへ議題にあげるんやったらあげる、各派のほうへあげるんやったらあげる。すべてしていかへんで、そこで論議して、ここって諮問機関で、諮問されて、付議されて論議しとるわけですから、決まったことについては報告して、議会なりなんなりで論議して最終決定するものじゃないんですか、これって。違うんですか。事務局さん。ですよねえ。

◎工村一三委員長

事務局。

●伊藤議事係長

この議会改革特別委員会で決まったことにつきましては、その内容にもよるんですけども、例えば、議会運営に関するものでありましたら議会運営委員会のほうで御審議いただきまして決定いただく、あと、議会の各会派に関係するような部分でありましたら各派代表者会議等で御議論いただきまして決定いただくような話になるかと思えます。

それから、今も委員長から話がありましたが、現状を特に変えないというような結論になった場合は、これはもう各委員さんから会派のほうにお伝えいただきたいということで考えております。

○上村和生委員

わかりました。

◎工村一三委員長

上村委員。

○上村和生委員

私は、福井委員言われるとおりにやと思います。IT化を進めることを含めて論議していく、それまではちょっと待つとということでもいいと思うんで、そういうことで採決とっていただければいいんじゃないかなと私は思います。

◎工村一三委員長

ほか、どうでしょうか。

よろしいですか、そうさせていただきます。

それでは、上村委員の提案どおり採決をとらせていただきます。

この件につきまして、会議への携帯・スマホ・タブレット等の持ち込みについて採決をとりたいと思います。

早急にIT化をこの議会改革で進めていくということを条件に、現状のまま、持ち込み

を禁止しないということに賛成の方、挙手を願いたいと思います。

禁止しないということに賛成の方は挙手を願います。

○辻 孝記委員

もう少し具体的にしてほしいのですが、今のままで禁止しないということですので、そのところは、いっさい鳴らないようにするとか、議会中は扱わないというのを基本にしてもらわないとだめだというふうに思いますけど。

◎工村一三委員長

はい、わかりました。

そしたら、もう一度採決とらせてもらいます。

スマホ・携帯・タブレットの持ち込みにつきましては、議会改革特別委員会では、さらにIT化を進めるということを前提に、また、議員は議会の品位を重んじ、議員として当然のことでございますが、モラルの問題として持ち込みに関しては注意をしていただくと。会議規則でも定められておりますように、議事の妨げになるようなことはしないということと持ち込を許すと、現状のままいくということに対して賛成の方は挙手を願います。

禁止しないということに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◎工村一三委員長

3人ですね。

条件つきで禁止するという方は（「どのような」と呼ぶ者あり）いや、それは今からまた練ってもらわないけませんけど。

はい、上村委員。

○上村和生委員

僕が言ったのは、IT化を早急に進める、いろいろな条件を含めて設定していかないか
んと思うけど、それまでは、やっぱりきちっと禁止して行って、それでみんなが使えるよ
うにするべきやということを言うとするんであって、それまでは、今までどおりというたら、
今までどおり、これ許可されとるんか、許されとるというのと、許可されてなかったとい
うのと、ちょっと違うと思うんで。

当面は禁止するでいいんじゃないでしょうかと僕は、僕たちは、今、そうやと思うんで
すけど。

◎工村一三委員長

わかりました。

それでしたら、先ほどの3名の方は、一応、モラルを守っていただいて、現状のままと
するという挙手をしていただきました。

ほか、基本的には禁止すると、持ち込みを禁止するという考えの方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

◎工村一三委員長

はい、2名の方。

それでは、現状のまま、議員として当然のことですけど、議事に支障のないように、持
ち込みを現状どおりとするということで可決させていただきます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【4 本会議における議員間の質疑・答弁の位置について】

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

それは、次に事項書4にいきます。

「本会議における議員間の質疑・答弁の位置について」を議題といたします。

本件につきましては、前回、県内の状況についての資料をお配りさせていただきました。資料3という内容のものです。ちょっと見てください。

伊勢市議会では、意見書の提出についてなどの議員発議に関する質疑応答につきましては、再質問以降は自席で行っておりますが、質問する議員と答弁する議員の席が近くであったり、また、場合によっては、後ろを向いて質問をしたりという場合もございます、方法を改善してはどうかとの御意見がありました。実際に質疑を行った経験から御指摘いただいた部分もございますので、まず、野崎副委員長から御発言をお願いしたいと思います。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

実際に質疑を行ったということで、少し言わせていただきますけども、私が質疑を行わせていただいたときに、どうしても、そのときはたまたま、二つ隣の席の世古議員とのやりとりであったわけなんですけども、間に吉井議員がいらっしゃったりとか、どうしても端っこの、今すみのほうの席におりますんで、遠くの方から、おそらく議論の様子も非常に見にくかったりとかですね、アイティービーの放送なんかでも、やっぱりどうしてもザクッと写してしまうというか、対面に近いような形になってないというところもあったりとか、少しやっぱり議論としては、形状としては不適切かなと思うところがございました。

ですので、この質問と答弁に関しては、できれば何かしらの形で、対面に可能な限り近いような位置取りをされるべきではないかなというふうに、私は、経験からは思っております。

◎工村一三委員長

野崎副委員長からお話がありましたように、非常に近くで答弁と質疑をしておるとい
うようなことで、非常に見にくいというようなことがございましたので、各議会での、こ
の議員間の質疑、答弁についての内容を事務局のほうで調べさせました。資料3に書いて
ございます。パターン①からパターン③まではほぼ同じで、自席で行っていると。提案説
明、あるいは1回目の答弁等は壇上でやっておりますけど、再質問以降、あるいは壇上以
外の質疑については自席でやっというものが①から③パターンです。

それから、④から⑥パターンにつきましては、基本的には答弁は壇上で行って、質問は
自席で行う、あるいは質問席で行うというパターンがございます。

伊勢につきましては①パターンということで、現在、四日市と一緒のようなやり方でご
ざいますけど、この辺について改善をしたいということでございますので、御発言がご
ざいましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

やはり、この前の状況はちょっと不自然かなと思います。それで、提案議員もしくはそ
の答弁すべき議員は壇上をから答弁すると。そこに席も設けてですね、質問をされる議員
がいるときには、自分はそこに座りつつ、答弁するときだけ立ち上がって答弁をすると。
質問する側の議員は自席からでいいのではないかなと思います。

◎工村一三委員長

そうしますと、演壇に椅子をとという形を考えられておるわけですか。

○楠木宏彦委員

はい。

◎工村一三委員長

ほか、ございませんでしょうか。

福井委員。

○福井輝夫委員

やはり対面式のほうが、ちょっと相手の顔を見ながらいろいろ話もできるので、そのほうがやはり一番いいんじゃないか、望ましい姿じゃないかなというのは私も思います。

その中で、私が一番いいかなと思ったのは、このパターン⑤の提案説明及び答弁は演壇で行い、質疑は自席から行うということで、提案説明及び答弁の人はずっと演壇におると、質問する人が自席からと、常にそこで対面になっていますから、そのほうがいいんじゃないかなと。途中で移動したりなんかすると時間のむだもありますし、ということで、私はこのパターン⑤のほうがいいんじゃないかなと思います。

◎工村一三委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

私も、自席でやっていること自体が、なかなかわかりにくいところがあるかというふうに思います。

先ほどありましたけども、やっぱり演壇で答弁をされるほうがいいのかというふうに思いますので、質問席にいて、答弁は答弁者が演壇でやるというのがいいのかと思います。

◎工村一三委員長

そうしますと、質問者は質問席へいくと。

○辻 孝記委員

そうですね、質問席へいったほうが、僕はいいと思います。

◎工村一三委員長

福井委員のほうは、質問者は自席からという考え方ですね。

○福井輝夫委員

はい。

◎工村一三委員長

上村委員。

○上村和生委員

それでいいと思います。

◎工村一三委員長

どちらで。

○上村和生委員

5番で。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

私としては、4番のほうが適切ではないかなと思います。

と申しますのも、例えば、一番後ろの3段目の列に今座られている議員の方が質問した

ときに、振り返ったり前向いたり、振り返ったり前向いたりという手間がひとつ、座られている残りの議員にですね、まあそれぐらい大した手間ではないと言われればそうなんですけれども、というところもあるかと思しますので、もしそれが、現状の配置であればですけれども、質問席に行けば、ある意味では前を向いているだけですむというところもありますので、質問席と演壇でというような形が、どちらかと言えば、残りの議員のことも考えたら、スムーズかなとは思いますが。

◎工村一三委員長

楠木委員はパターン④でよろしいんですか。（「5です」と呼ぶ者あり）5やと、質問席で。

そうすると、楠木委員のほうから、演壇のほうに座るように椅子をとという話があったんですけど。

暫時、休憩します。

休憩 午後 2 時33分

再開 午後 2 時35分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開します。

パターン④の方が3名、それからパターン⑤の方が2名ということで、質問席の方のほうが多いんですけど、質問席からということで決めさせていただいてよろしいでしょうか。

御異議ある方。

質問の方は質問席、回答される方は演壇からと。質疑は質問席で行うと。（「その辺は、はっきりと挙手していただいたらどうでしょうか。」と呼ぶ者あり）これも決めます、挙手で。よろしいですか。

辻委員。

○辻 孝記委員

これはちょっと、全体的なことがありますので、あまりちょっと今性急にこの場で採決をとるというよりは、ちょっと持ち帰ってもらったほうがいいんじゃないですかね。それぞれの考え方というのがあると思いますし、会派の中でもいろんな御意見があろうかというふうに思いますので、持ち帰っていただいたほうがちょっと、今性急に決めることでは。決めたいとは思いますが、今ちょっと採決とるのはどうかというふうに思います。

◎工村一三委員長

前回からの話もございましたもので、今までもそういう形で持って帰っていただいておりますので。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

対面式ということに関しては皆さん一致していると思うので、答弁する方は演壇からということについては問題ないと思うんですよね。だから、質問する方が質問席からなのか自席からなのかというような問題だと思うんだけど、これは、かなり技術的な問題だと思いますので、これ、どちらがいいというのをここで決めるべきことなのかということも思うんですけど。別に、どちらでもいいかと。

◎工村一三委員長

持って帰っていただきますか。

上村委員。

○上村和生委員

対面式でやるということで決定して、それでいいんじゃないですか。決定するべきやと

思うんです。いちいち持ち帰っておったらもう、前回もこれ持ち帰っておるんじゃないんですか。

◎工村一三委員長

今回、初めてです。すみません、私ちょっと記憶が間違っていました。

できましたら、ここで決めて。

○上村和生委員

これぐらいのことを決めて、会派でどうのこうのというようなことじゃないと思うんですけど。僕はね、思うんですけど。

◎工村一三委員長

どうでしょうか、ほかの方。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

そういうことだと思います。

ですから、結局、質問する方がどこからということなんだけれども、それは別にここで決めるというようなことでもなくて、議運かなにかでもう、こうしましょうということでもいいんじゃないですか。単純的なことだと思いますのでね。

◎工村一三委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

楠木委員が今言われたように、対面式でやるということを経験的に考えていただいて、

どういう形にするかというのは、やっぱり議会運営、議運のほうでも練っていただいたほうが、ある意味ではいいのかなと。

一応、案はこういう案があったけどもということで、決めてもらうのは議運、議会運営のほうで考えていかないと、我々だけでここは決められるようなものとも若干違うのかなというふうなことを思います。

◎工村一三委員長

我々で一応、こういうふうに案として決めさせていただくということですので、できたら決まった形で議運のほうで審査を願うと、議運のほうで審査を願って、議会改革でこんな話やったけど、質問席でしたらどうかという御意見をいただいたほうがいいんじゃないかと。ある程度こちらで結論を出しておかないと。

福井委員。

○福井輝夫委員

やはり、この議会改革特別委員会で決めることとして、こう一つずついく場合ですね、議会改革特別委員会はこういう結果だったと。その、自席か質問席かということについては、こんなふうな微妙な結果だったと。それについては議会運営委員会のほうでの検討もいただければということであったとか、そういうふうな格好で、やっぱり、どっちにするかは、どっちが何対何というのは、ちゃんとしたほうがいいかと私は思いますけどね。

◎工村一三委員長

どうでしょうか、副委員長。

○野崎隆太副委員長

そうですね、僕としては、今の段階では自席ではなくて、現状は、質問の、少なくとも1回目の質問はすべて質問席で行っておりますので、すべて自席というのはちょっと違和

感があるところがあるんですけど。でも、その辺も含めて議運で話をさせていただくのなら、話をさせていただいていいかなとは思いますが。

ただ一方で、あまりフワッとしたものというか、あまり定まってないものを、とりあえず対面方式で、残りやっておいてくださいというような形で、よそに提案をしてしまうというのも、いささか乱暴なところもあるかと思えますので、採決がいいかという話は別ですけども。けども、こういう形でどうですかという形で提案をするほうが、僕は正しい姿かなとは思いますが。

こういう意見とこういう意見があって、どちらかで検討してください、A案、B案でもちろん構わないと思えますので、例えば、とり方としては④、⑤というような形でも構いませんし。

ただ、対面方式だけで終わってしまうのは、ちょっと、もう一歩進んでもいいかなとは思いますが。

◎工村一三委員長

ほか、どうでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

そうしたら、よろしいでしょうか。パターン④の方が今3人いらっしゃいます。確認させていただきます。副委員長、辻委員、楠木委員、パターン④、質問席からです。(「その辺はつきりしてもらったほうがいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり) そうですか。してもらいます。(「はつきり出してもらったほうがいいんじゃないかな。間違うといかんから」と呼ぶ者あり) そうですね。それで、手を挙げていただきますか。

パターン④の方式、演壇と質問席との対面方式の方、挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◎工村一三委員長

2人ですか。

パターン⑤、演壇と自席との対面方式の方。

〔賛成者挙手〕

◎工村一三委員長

3名ですね。

はい、わかりました。

そういうことで、分かれているという形で、また議会運営委員会のほうへ御相談させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

これに関しましては、一応これで確認したいと思いますので、よろしくお願いします。

「本会議における議員間の質疑・答弁の位置について」は、これで終わります。

【5 6月定例会及び9月定例会の日程の見直しについて】

◎工村一三委員長

次に、事項書5の「6月定例会及び9月定例会の日程の見直しについて」を議題とします。

問題提起をしていただきました野崎副委員長から、改めて御説明をお願いいたします。

副委員長。

○野崎隆太副委員長

この件について、そのときいらっしゃらなかった方もいるかと思しますので、再度、お話をさせていただきたいと思います。

資料1を御確認ください。この話を私が提案をさせていただいたのは、伊勢の市議会、この表で見ていただいたとおり、例えば6月議会であれば6月の22日から始まるということで非常に遅い。ほかの市、すべてが、いろいろ選挙の事情もあるんですけども、例えば尾鷲から志摩まではこれ全部1桁で始まっておりますね、鈴鹿、伊賀も1日に始まって、四日市も3日、津に至っては5月の終わりから始まっているというような状況でございます。

また、9月の定例会に関しても、伊勢初め4市、5市ぐらいが10月までやる状況で、残りはすべてもう一週早く終わっている状況でございます。

特に6月なんですけども、2週間以上よそに比べて遅い現状で、ことしは恐らく日程はこれより、22日よりもうひとつ遅くなったんじゃないかかと思っておるんですけども、28年度はもうひとつ遅くなるような日程だったかと思っております。

これは何が問題があるかといいますと、例えば、全国規模の組織であるとか、もしくは大きな研修会とか、そういったものは、実はこの議会の日程を考慮した上で組まれているものというのも多々ございます。当然、地方議会の日程を考慮して、いろんな全国大会とかを組織しているものもある中で、例えば、伊勢の議会だけ遅いというときに、それに議員として参加できないとかですね、逆に向こうから伊勢に視察に来てもらおうと思ったときに、向こうの議会の日程と伊勢の議会の日程が全然違って合わないというような不都合が生じているという話は実際、僕は聞いたことがございます。

また、当局とお話をする中でも、別に一週ぐらいであれば早めることは技術的には可能であるというような話もいただいております。

かといって、拙速にこれを28年6月議会から変えてくれないかというような提案ではないんですけども、今後、いろんな形で、伊勢だけじゃなくて、いろんな広域の連携を行っていく中でも、ある程度は県内もしくは県外も含めて、よその議会と歩調を合わせることは僕は必要だと思っておりますので、この6月議会は、できれば終わりも始まりも一週ぐらい早めるようなペースでやられたらなというふうに思案をしておるところでございます。

それぞれ、議会の日程の中で余りにも短い議会もございますので、会議日程がすごく短い議会もあるので、よそがすべて参考になるかという点と当然そうではありませんけれども、そういうことで提案をさせていただきました。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

今、副委員長から提案の説明、問題提起の説明がありました。

現在、基本的には6月の定例会は6月の第4月曜日から、それから9月の定例会は9月の第2月曜日からとなっております。これは平成20年3月に議会運営委員協議会において御協議をいただいて日程が決まった、それが元になってございます。その際、課題として、補正予算の編成や決算書の作成の調整が必要なことから、現在の日程となった経過があると聞いております。

日程を見直すことになった場合は、ただいま申し上げました課題のほかに、市長の日程、当局との調整が必要となってきます。また、議会運営委員会での御協議もいただく必要もございます。

こういうことを御理解していただいた上で、どのような日程にするのが適切であるか、現状でよいのか、見直すことが適当であるのかという視点で御議論をいただきたいというふうに思います。

先ほど、副委員長から話がございましたように、資料1として県内の市議会の状況をお配りさせていただいております。先ほど、当市の状況につきまして申し上げましたとおり、それぞれの市によりまして事情も異なっています。その点も踏まえて、ごらんいただければと思いますので、これをごらんいただいて、御発言がございましたらよろしくお願ひしたいと思います。

6月、もう始まりますので、9月定例会の見直し、それから、来年の6月の定例会についてと、それぞれ現状がよいのか、また見直すことが適当であるかという点について御議論をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

どなたか御意見ございましたら。

辻委員。

○辻 孝記委員

6月定例会に関しましては、やっぱり私も遅いなというふうに思います。

9月の定例会に関しましては、これは決算の関係もございまして、決算カードも8月末になるとかということから考えてくると、いたし方ないのかなというふうなことを考えます。

今までも、当初の開会が水曜日だったのが月曜日に変えてきたのも、議会改革の特別委員会でやってきた議論でございましたから、そういった部分でも、決算カードの関係、決算にかかわることですので、そこはちょっと留意しながらやっていく必要があるかと思えますので、これに関してはあまり、どうしょうもないのかなと。ただ、なるべく早くやっていただくという形にするだけのことだと思いますので、それだけ踏まえていただければというふうに思います。ただ6月は若干本当に遅いなというふうには、いつも思っております。

◎工村一三委員長

福井委員。

○福井輝夫委員

当局との調整が全然支障なく、当局も早くしても全然問題ないというのであれば、やっぱりこれは、6月についてはあまりにも遅いような気がしますので、早くしたほうが良いような気がします。

先ほどおっしゃったように、大きな全国大会や研修会、そういうところで伊勢だけが極端に遅いとなってくると支障もあるんじゃないかなというふうに、確かにそう言うのも御もつともだと思います。

先ほど、当局のほうに聞いたら調整可能だよ、みたいなことをちらっとお聞きしたんですが、そういう面で支障ないんであればね、早いほうがいいんじゃないかなと、私は思いますけど。

◎工村一三委員長

どうですか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

私も同じことです。6月議会に関しましては確かに、かなり遅い感じがしますので、もうちょっと早めることができれば。確かに7月に入ってしまうと、いろいろと全国的な組織の研究会なり、いろいろございますので、やや早めてもらってほうがいいのかなというのは思います。

9月議会に関しては、ちょっとわかりませんが、今、辻委員の言われたようなことがあると思いますので、そういうことかなと。

◎工村一三委員長

上村委員。

○上村和生委員

どういうふうに言ったらいいかわかりませんが、これが遅いから、まあ確かに遅いのはわかりますけど、遅いからいかなのか、早いからいいのかという、よそと合わせたらいいのかというのも、いろいろ議論の対象にはなってくると思うんです。

別に、どちらでもいいと言うたら言い方悪いですけども、その辺の部分については、もしも皆さんが望むのであれば、よそと合わせるような形というか、もう一週でも早くしてもらおうような形で、できないのかという程度でいいんじゃないでしょうか。

そんなに、むちゃくちゃこだわるわけでもないし、ただ、すべてが遅いからあかんという、例えば、よその状況も見えたりとかすることもあって、遅いからあかんだけでもどうかなというの、ちょっと一理あるのかなと思うところもあるんで、早くできることがあるんであれば、そういう可能性もあるよぐらいのことでいいんじゃないかなと、私は思います。

◎工村一三委員長

辻委員。

○辻 孝記委員

この日程が、4年間、任期内で決められておりますね、基本的には。これは、議会改革の中で、議運やったかな、当初ですね、突然、次回の議会はここからここまでですよという会期やと皆さん予定がなかなかつきにくいから、なるべくならトータル的に組んくれというお話があって、このようになったというふうに私は思っておるんですけども、それを考えると、全体的に6月議会は第4週の月曜日から始まっているということから考えると、第3週でも別に問題はないかというふうに思いますし、そここのところを考えていけば、やっぱり、任期の関係もあって、その中でやっていく、できればスケジュールが決まっていたほうが皆さんの体の都合もいいのかというふうに思いますので、そういうふうにとらえてもらえたらいいというふうに思っています。できるのであれば、そういったことも含めて考えていただきたいと思います。

◎工村一三委員長

長期的にということですね。

副委員長、特にありましたら。

○野崎隆太副委員長

先ほど、辻委員より御紹介いただきましたけども、基本的には今、議会の中で4年間のスケジュールというのが一応出ておりますので、私も、変えたほうがいいとは思っておるんですけども、それをこの6月議会から変えようという話ではないんですけど、やはり、問題提起はするべきかなとは思いますが。

先ほど少しあやふやでしたので、少し調べたんですけど、今期であれば4週目、6月27日が月曜日なんです。なので、これよりも、もうあと5日遅くなるような状況にはなりませんので、さすがに遅いかなというような形では言わないですけども、1週早めて3週目にできるのならそのほうが僕は好都合かなとは内心は思っております。

ただ、この場で決めて、早速この6月から提案しなきゃだめだということではないと思うので、あと1年半後ぐらいに改選がありますので、次の議会ではこういうふうな形にしたらどうですかという提案でも構わない。できれば、問題提起だけはお願いしたいなと思っております。

◎工村一三委員長

傍聴者の方に聞いてもよろしいですか。

吉井議員、もし意見がありましたら。

○吉井詩子委員

結構です。

◎工村一三委員長

よろしいですか。ありがとうございます。

皆さんの御意見をいただきました。

基本的には、6月定例議会につきましては1週間ぐらい前倒しをしていただいたらどうかと。9月については現状のままでいってもいいんじゃないかというお話が皆さんの御意見だったというふうに思います。

今現在、20年に決めてから、そのままの状態でも年間スケジュールという形でやってきまして、基本的には、もし、この日程を変更するということになるのであれば、年間スケジュールでいっていただくということで、議運のほうに、これは決定していただかなければならない内容でございますので、皆さんの先ほどの御意見をまとめさせていただきまして、議会運営委員会のほうへ御検討を依頼するということにしたいと思っております。

基本的には、この6月というのはもう目の前にぶら下がっておりますので、先ほど副委員長から話がありましたように、改選後にするか、あるいは来年の6月の定例議会からするかという件につきましても、ゆとりをもって議会運営委員会のほうにお話をさせていただくということで御理解していただければよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長。

はい、ありがとうございます。それでは、それで決定させていただきます。

以上で、本日の事項は終わりました。

【6 次回の会議のこと】

◎工村一三委員長

事項書の6の「次回の会議のこと」でございます。

2月15日月曜日、1時からと。議運が朝からありますので、皆さん出て来ていただいていると思いますので、その後、1時から議会改革特別委員会をお願いしたいと思います。

協議内容につきましては、議会基本条例骨子案の続き、それから追加検討項目（A及びC）についての続きを中心に御協議を願いたいと思います。

それでは、次回は2月15日月曜日、13時から会議を開くということで決定いたしまして、異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

異議なしと認めます。そのように決定しました。

それでは、本日はこの程度で委員会を閉会いたします。

なお、本日御出席の皆様には開議通知を差し上げませんから、御了承をお願いいたします。

ありがとうございました。御苦勞様でした。

閉会 午後 2 時58分

傍聴の議員 (2 名)

吉井詩子、吉岡勝裕

上記署名する。

平成28年 1 月 28 日

委 員 長

委 員

委 員